

# 15. 感染症対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に基づき行なっている。感染症の発生の予防及びまん延を防止し、区民の健康を守るために平常時から予防対策を推進し、感染症発生時には積極的疫学調査・健康診断・入院勧告など迅速かつ的確な対策を講じている。

## [1] 感染症発生動向調査

感染症法第12条及び法第14条に基づき感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、感染症の発生状況を把握し、その結果を区民や医療機関へ還元することで、感染症の拡大防止を図っている。

一類～四類感染症・五類感染症の一部（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻疹）・新型インフルエンザ等感染症は医師が診断後直ちに、五類感染症の全数把握対象疾病（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻疹を除く。）は診断後7日以内に全数最寄りの保健所へ届け出る。五類感染症の定点把握対象疾病は指定届出機関（定点医療機関）での診断患者数を週単位もしくは月単位で報告することとなっている。

□感染症届出受理件数 (単位：件)

年 度	件 数
29	4,168
30	3,876
元	4,170
2	5,975
<b>3</b>	<b>33,774</b>

(注) 14週から翌年13週までの届出件数

□豊島区内定点医療機関

定点種別	インフルエンザ (週報)	小児科 (週報)	眼科 (週報)	性感染症 (月報)	基幹 (週・月報)
医療機関数	8	5	1	3	1

□感染症届出受理疾患（内訳）

（単位：件）

類 型	疾 病	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
二 類	結核	115	111	72	68	62
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症（※）			8	3,818	32,385
三 類	細菌性赤痢	1	4	0	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	9	17	7	8	4
	腸チフス	0	1	0	0	0
四 類	A型肝炎	0	2	4	0	0
	E型肝炎	0	0	0	2	2
	レジオネラ症	1	1	2	3	4

（※）令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。

□過去5年間発生のない感染症届出対象疾患

類 型	疾 病
一 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、再興型コロナウイルス感染症（令和3年2月13日～）
二 類	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）
三 類	コレラ、パラチフス
四 類	ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キヤサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、ライム病、デング熱

## □五類感染症（全数把握）

（単位：件）

疾 病	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
アメーバ赤痢	4	6	4	2	1
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1	0	1	4	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	1	0	1	1
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）（※1）	—	0	0	0	0
急性脳炎（四類感染症における脳炎を除く）	1	0	0	0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	0	0	0	2
後天性免疫不全症候群	7	2	2	1	2
侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	0	0	0	0
侵襲性肺炎球菌感染症	3	1	2	1	0
梅毒	109	77	93	141	206
播種性クリプトコックス症	1	0	0	0	0
百日咳（※2）	0	22	5	1	0
風しん	0	42	10	0	0
麻しん	0	1	3	0	0
過去5年間発生届なし	クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症				

（※1）平成30年5月1日より追加指定された。

（※2）平成30年1月1日より定点把握から全数把握に変更された。

## □五類感染症（定点把握・週報）

（単位：件）

疾 病	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
RSウイルス感染症	200	154	262	18	401
咽頭結膜熱	73	64	65	24	35
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	170	132	127	67	11
感染性胃腸炎	562	487	593	521	498
水痘	27	45	32	30	6
手足口病	268	51	233	18	43
伝染性紅斑	1	91	8	2	0
突発性発しん	32	17	35	21	22
百日咳(※)	2	—	—	—	—
ヘルパンギーナ	53	97	606	221	53
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	13	2	2	3	1
不明発しん症（都単独）	1	8	0	4	0
MCLS（川崎病）（都単独）	1	3	4	1	4
インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）	1,901	1,700	1,288	532	2
急性出血性結膜炎	0	0	1	0	0
流行性角結膜炎	42	60	48	33	27
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	13	12	38	12	0
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	11	5	5	2	0
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	15	19	16	0	1

(※) 平成30年1月1日より定点把握から全数把握に変更された。

□五類感染症（基幹・性感染症定点把握・月報）

（単位：件）

疾 病	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性器クラミジア感染症	229	267	249	167	200
性器ヘルペスウイルス感染症	93	102	105	68	71
尖圭コンジローマ	44	43	54	36	32
淋菌感染症	118	154	132	104	141
トリコモナス症（都単独）	7	17	17	13	7
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	19	29	20	1	0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	26	47	31	25	18
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	1	2	1	0

**[2] 積極的疫学調査**

感染症発生届や社会福祉施設等からの報告を受取り、積極的疫学調査を行なって感染拡大防止のため必要な保健指導・接触者の健康診断を実施している。

□ 積極的疫学調査実施件数

（単位：件）

類 型	疾 病 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
二 類	結核	190	190	144	104	92
	鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（※）			27	3,542	—
三 類	細菌性赤痢	5	6	1	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	15	28	18	13	10
	腸チフス	2	1	1	0	0
	パラチフス	0	1	1	1	0
四 類	E型肝炎	0	0	3	2	3
	A型肝炎	1	5	7	1	0
	オウム病	0	0	0	0	0
	ジカウイルス感染症	0	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群 （病原体がフレボウイルス属 SFTSウイルスであるものに限 る。）	0	0	1	0	0
	チクングニア熱	0	0	1	0	0
	デング熱	0	2	3	0	0
	ライム病	0	0	0	0	0
レジオネラ症	2	4	4	6	7	
新型インフル エンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症（※）	0	0	0	404	28,403

類 型	疾 病 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
五 類	アメーバ赤痢	4	6	4	2	1
	ウイルス性肝炎	1	0	1	4	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	1	0	1	1
	急性脳炎	1	0	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	1	0	0	2
	後天性免疫不全症候群	7	2	2	1	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	0	0	0	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	1	2	1	0
	梅毒	111	77	96	143	206
	播種性クリプトコックス	1	0	0	0	0
	破傷風	0	0	0	0	0
	百日咳	0	24	6	1	0
	風しん	1	98	33	2	0
	麻しん（疑い例含む）	5	15	36	1	1
	薬剤耐性アシネトバクター	3	0	0	0	0
	RSウイルス	0	0	0	0	0
	インフルエンザ	70	86	66	0	0
	感染性胃腸炎	2	6	10	0	0
	水痘	0	0	1	0	0
	手足口病	6	0	35	0	0
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	3	0	0	
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	
その他 （福祉施設・集団例等）	疥癬（角化型含む）	0	0	7	0	0
	シラミ類	1	0	1	0	0
	結膜炎	0	0	0	0	0
	感冒症状	2	0	0	0	0
	サルモネラ	0	0	1	0	0
総 数		438	554	515	4,230	28,730

（※）令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。

### [3] 感染症健康診断・講習会

(1) 患者本人・家族・接触者等（結核を除く）の健康診断

積極的疫学調査の結果、健康診断が必要な接触者及び治療終了後の患者本人を対象に病原体を保有していないことの確認検査を実施している。

□患者本人・接触者等の検査

(単位：件)

年度	区分	検査数	陽性数	陰性数
29		48	7	41
30		106	12	94
元		27	1	26
2		15	2	13
<b>3</b>		<b>19</b>	<b>1</b>	<b>18</b>
	腸管出血性大腸菌感染症	18	1	17
	レジオネラ	1	0	1

(2) 社会福祉施設・医療機関・学校等職員対象感染症予防講習会

感染症拡大防止のため社会福祉施設等の関係機関職員や結核患者の職場同僚等接触者を対象に講習会を実施している。

□実施回数

年 度	実施回数（回）	参加人数（人）
29	18	500
30	7	234
元	10	195
2	1	95
<b>3</b>	<b>1</b>	<b>105</b>
「院内感染予防対策～院内クラスター対応の経験を通して～」（関係医療機関向け）（※）	1	105

（※）新型インフルエンザ等初動対応訓練分（再掲）

## [4] 結核対策

豊島区は結核り患率が高く、また、都市型結核の特徴がみられる。結核の早期発見・再発防止・まん延防止のため、登録患者の服薬支援・医療費公費負担・接触者の健康診断等を行なっている。また、結核予防週間（9月24日から9月30日）には、正しい知識の普及に努めている。

### (1) 結核患者の概要（潜在性結核除く）

区分 年	全結核り患率	全結核有病率	平均入院日数 (日)	平均有病日数 (日)	年末・ 病状不明率 (%)
29	28.9 (13.3)	16.1 (8.8)	61.0 (63.4)	224.5 (268.0)	21.6 (17.0)
30	23.7 (12.3)	16.7 (8.3)	64.0 (65.3)	190 (270)	22.8 (16.6)
元	14.0 (11.5)	9.0 (7.7)	70.5 (63.2)	196 (267)	14.6 (15.2)
2	17.1 (10.1)	9.4 (6.8)	68.0 (60.0)	201 (273)	26.8 (20.7)
<b>3</b>	<b>12.4</b>	<b>9.7</b>	—	—	<b>5.2</b>

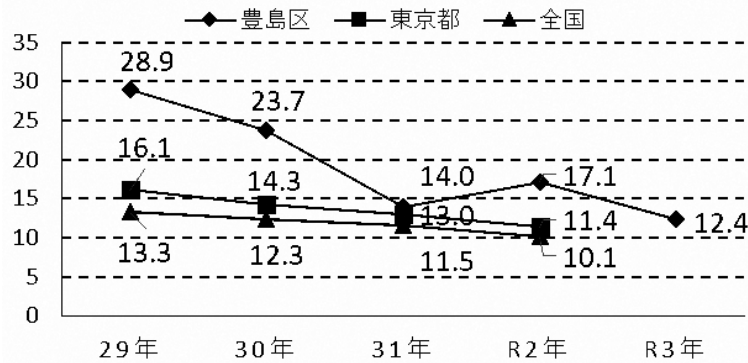
(注1) 下段（ ）内は結核の統計による全国値。令和元年は速報値のため、全国値および平均日数は未掲載。

(注2) り患率：一年間に発病した患者数を人口10万対率で表したものの。

(注3) 有病率：ある時点において、ある人口集団中にあるその病気をもっている人の割合。通常人口10万対率で表す。

(注4) 病状不明率 = 年末現在活動性不明数 / 年末現在登録者数 × 100

### 全結核り患率の年次推移



### (2) 新登録患者の概要

#### ①新登録患者の属性

各年1～12月

区分 年	新登録 患者数	65歳以上		生活保護受給中		外国人	
		人数 (人)	65歳以上/ 新登録 (%)	人数 (人)	生保人数/ 新登録 (%)	人数 (人)	外国人/ 新登録 (%)
29	117	28	23.9 (72.5)	8	6.8	50	42.7
30	112	25	22.3 (72.4)	9	8.0	55	49.1
元	70	20	28.6 (72.5)	1	1.4	26	37.1
2	76	25	32.9 (68.5)	3	3.9	31	40.8
<b>3</b>	<b>57</b>	<b>26</b>	<b>45.6 (—)</b>	<b>6</b>	<b>10.5</b>	<b>20</b>	<b>35.1</b>

(注) 65歳以上（ ）内は結核の統計による全国値のため、令和元年は未確定。



②新登録患者の活動性分類

各年1～12月 (単位：人)

年齢階級 分類(年)	総数	各年1～12月 (単位：人)										
		0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
29	117(31)	2	0	0	2	48	10	10	12	12	21	
30	112(41)	0	0	0	5	43	14	13	4	10	23	
元	70(28)	0	0	0	3	19	11	10	6	4	17	
2	76(25)	0	4	3	0	19	11	7	5	2	25	
<b>3</b>	<b>57(20)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>24</b>	
肺結核活動性	総数	30	0	0	0	7	1	0	7	2	13	
	喀痰塗抹陽性	11	0	0	0	2	0	0	3	0	6	
	再掲	初回治療	11	0	0	0	2	0	0	3	0	6
		再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他結核菌陽性	13	0	0	0	3	1	0	3	1	5	
	菌陰性・不明	6	0	0	0	2	0	0	1	1	2	
	肺外結核活動性	7	0	0	0	2	1	0	0	0	4	
潜在性結核	20	0	0	0	0	4	1	2	4	2	7	

(注) 総数の( )内は潜在性結核の内数。潜在性結核とは、結核患者との接触があり、IGRA検査・ツベルクリン反応検査等により感染が認められ、発病予防の治療が必要と認められた者をいう。

③新規登録患者の薬剤感受性

薬剤感受性検査により抗結核薬INH・RFPに耐性あり(多剤耐性結核)と判明した場合、治療が困難となるため、感受性結果の把握に努めている。

□薬剤感受性内訳

各年1～12月 (単位：人)

年	区分	新登録患者中菌陽性	再掲				薬剤耐性なし	感受性不明(※)	
			薬剤耐性	INH・RFP耐性	INH耐性あり	RFP耐性あり			その他耐性あり
				0	あり	あり			あり
29		51	9	0	8	0	1	42	0
30		42	8	1	4	1	2	30	4
元		29	9	0	7	0	2	19	1
2		31	3	0	1	0	2	28	0
<b>3</b>		<b>22</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>19</b>	<b>0</b>

(※) 感受性不明：登録後まもなく死亡、もしくは検体不良のため培養検査施行できなかった者等。

(3) 結核患者の管理

医師からの結核発生届を受け結核登録票を作成し、患者及び家族の健康状態などを記録して適正な治療を受けるよう指導している。(感染症法第12条、第53条の12)

□年末結核登録者活動性分類

各年12月31日現在(単位:人)

年	年齢階級	総数	各年12月31日現在(単位:人)										
			0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	
29	総数	298	2	0	0	2	97	43	29	26	39	60	
	(再掲) 活動性	61	1	0	0	1	23	7	3	6	9	11	
30	総数	277	2	0	0	4	99	36	27	15	31	63	
	(再掲) 活動性	69	0	0	0	2	26	7	9	2	8	15	
元	総数	202	2	0	0	2	76	29	23	10	20	40	
	(再掲) 活動性	35	0	0	0	0	11	4	5	3	1	11	
2	総数	178	0	0	1	0	53	30	31	13	11	39	
	(再掲) 活動性	47	0	0	1	0	18	5	5	3	1	14	
3	総数	131	0	0	1	0	31	17	18	13	12	39	
内 訳	1. 活動性	41	0	0	0	0	9	3	0	7	5	17	
	肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療	10	0	0	0	0	2	1	0	2	2	3	
	肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	肺結核活動性・その他結核菌陽性	8	0	0	0	0	1	0	0	3	1	3	
	肺結核活動性・菌陰性・不明	4	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	
	肺外結核活動性	7	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4	
	潜在性結核(治療中)	12	0	0	0	0	2	1	0	2	1	6	
	2. 不活動性	85	0	0	1	0	20	14	17	6	7	20	
	内訳	肺結核・肺外結核	62	0	0	1	0	14	8	14	5	4	16
	内訳	潜在性結核	23	0	0	0	0	6	6	3	1	3	4
3. 活動性不明	5	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2		

(4) 結核定期健康診断

感染症法第53条の2に規定されている定期健康診断の結果を把握している。また、健診機会が少なく結核り患率の高い対象者として、生活保護被保護者及び日本語学校生の健康診断を行なっている。

実施義務者	受診者	定期
事業者・ 学校長・ 施設の長	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者	毎年度
学校長	大学、高校等（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
施設の長	社会福祉施設（※）に収容されている者	65歳以降毎年度
区市町村長	上記以外の者（定期健康診断の必要がないと認める者は除く）	65歳以降毎年度
	管轄区域内の結核の発生状況、定期健康診断による発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者（表②～④に掲載している対象者）	区市町村が定める定期

（※）上表中の社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

① 結核定期健康診断の報告状況（感染症法第53条の7）

区分 年度	対象施設数 (A)	対象者(人) (B)	報告書の提出		受診者数(人) (D)	受診率(%) (D)/(B)	エックス線検査(人)	検査結果		発病のおそれがあると診断された者の数(人)(※)	
			提出施設数 (C)	提出率(%) (C)/(A)				発見患者数(人) (E)	患者発見率(%) (E)/(D)		
29	987	86,584	695	70.42	56,526	65.28	56,526	5	0.01	0	
30	998	84,662	686	68.74	55,788	65.89	55,788	4	0.01	0	
元	1,000	82,215	810	81.00	57,068	69.41	57,068	1	0.00	1	
2	1,018	61,259	592	58.15	34,564	56.42	34,564	2	0.01	0	
<b>3</b>	<b>1,037</b>	<b>75,783</b>	<b>658</b>	<b>63.45</b>	<b>50,233</b>	<b>66.29</b>	<b>50,233</b>	<b>1</b>	<b>0.00</b>	<b>0</b>	
事業者	955	11,696	590	61.78	10,244	87.59	10,244	0	0.00	0	
学校長	67	18,665	57	85.07	18,108	97.02	18,108	0	0.00	0	
学校長内訳	高等学校	17	3,480	15	88.24	3,476	99.89	3,476	0	0.00	0
	大学(短大)	11	7,930	10	90.91	7,544	95.13	7,544	0	0.00	0
	その他	39	7,255	32	82.05	7,088	97.70	7,088	0	0.00	0
施設の長	14	501	10	71.43	486	97.01	486	0	0.00	0	
区市町村長 (65歳以上)	1	44,921	1	100.00	21,395	47.63	21,395	1	0.00	1	

（※）発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

（注）その他のX線検査として、人事課から依頼を受けて、臨時職員検査を129件実施した。

②生活保護被保護者宿泊所等入所前健康診断

区分 年度	受診者数 (人) (A)	精密検査紹 介者数 (人)	精密検査結果		
			結核患者発見数(人) (B)	結核患者発見率(%) (B)/(A)	その他(人)
29	75	10	0	0.00	10
30	83	4	0	0.00	4
元	62	8	0	0.00	8
2	73	2	0	0.00	2
<b>3</b>	<b>47</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>	<b>0</b>

③日本語学校生の健康診断

区分 年度	健診対象		健診結果				精密検査結果		
	対象 校数 (A)	対象 者数 (人) (B)	実施 校数 (C)	受診 者数 (人) (D)	受診率 (%) (D)/(B)	精密検 査紹介 者数 (人)	発見 患者数 (人) (E)	患者 発見率 (%) (E)/(D)	発病の おそれ があると 診断さ れた者 の数 (※)
29	14	4,735	12	4,547	96.03	75	17	0.37	15
30	14	3,206	12	3,092	96.44	35	1	0.03	8
元	14	3,728	12	3,550	95.23	35	4	0.11	6
2	16	754	6	691	91.64	9	1	0.14	2
<b>3</b>	<b>16</b>	<b>514</b>	<b>8</b>	<b>484</b>	<b>94.16</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>	<b>1</b>

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(5) 結核接触者健康診断

感染が疑われる者に対して重点的に実施することにより、結核を早期に発見し、結核の蔓延防止を図ることを目的としている。(感染症法第17条)

□接触者健康診断実施状況

(単位：人)

年度	区分	実施者数			実施検査						検査結果				他自治体からの依頼件数(件)
		保 健 所	委 託 医 療 機 関	計  (A)	ツベルクリン 反応 検査		IGRA 検査			エ ッ ク ス 線 検 査	発 見 患 者 数 (B)	患 者 発 見 率 (%)  (B)/(A)	発 病 の お そ れ が あ る と 診 断 さ れ た 者	潜 在 性 結 核 感 染 症	
					判 定 数	陰 性 数	検 査 数	陽 性 数	判 定 保 留 数						
29	患者家族	85	11	96	0	0	60	17	7	61	1	1.04	0	12	74
	接触者	529	55	584	0	0	374	49	27	424	5	0.86	0	16	
30	患者家族	81	8	89	0	0	51	5	3	56	0	0.00	0	1	79
	接触者	613	34	647	20	15	433	53	25	467	0	0.00	0	39	
元	患者家族	42	15	57	2	2	25	4	0	40	1	1.75	0	4	72
	接触者	447	74	521	0	0	356	29	0	399	1	0.19	0	13	
2	患者家族	41	8	49	0	0	37	15	0	35	0	0.00	0	10	36
	接触者	257	5	262	0	0	148	21	0	237	0	0.00	2	5	
3	患者家族	23	0	23	0	0	14	4	0	17	1	4.35	0	3	35
	接触者	184	14	198	0	0	118	13	0	158	0	0.00	0	3	

(注1) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(注2) IGRA検査：インターフェロンγ遊離試験、結核感染の有無を調べる血液検査。

(6) 結核医療費の公費負担

① 感染症の診査に関する協議会（結核）

結核患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。(感染症法第24条)

□感染症の診査に関する協議会（結核）開催状況 (単位：回)

年度	区分	定例診査協議会	緊急診査協議会
29		23	16
30		24	13
元		24	9
2		23	6
3		23	15

② 結核入院患者の医療

結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症の診査に関する協議会での診査の結果、結核指定医療機関への入院を勧告する。費用については、その負担能力に応じて一部又は全部を公費で負担する。（感染症法第37条、第42条）

□結核入院患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
29	申 請	95	14	6	27	19	3	26
	承 認	95	14	6	27	19	3	26
30	申 請	75	7	0	32	18	3	15
	承 認	75	7	0	32	18	3	15
元	申 請	47	10	0	15	0	4	18
	承 認	47	10	0	15	0	4	18
2	申 請	50	4	0	19	1	12	14
	承 認	50	4	0	19	1	12	14
3	申 請	39	2	0	19	9	2	7
	承 認	38	2	0	19	8	2	7

□結核患者医療費・療養費公費負担状況

区分 年度	計			一般患者医療費			就業制限・入院勧告患者					
	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	医 療 費			療 養 費		
							支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)
29	1,322	23,145,627	17,508	1,205	4,084,154 (14,379,930)	3,389 (11,934)	117	19,061,473 (62,032,787)	162,919 (530,195)	0	0	0
30	1,129	25,042,043	22,181	1,037	2,774,583 (13,079,458)	2,676 (12,613)	92	22,267,460 (50,908,750)	242,038 (553,356)	0	0	0
元	840	8,940,761	10,644	774	2,297,261 (7,971,187)	2,968 (10,297)	66	6,643,500 (37,437,556)	100,659 (567,236)	0	0	0
2	667	10,901,220	16,344	603	1,912,281 (7,408,387)	3,171 (12,286)	64	8,988,939 (32,523,989)	140,452	0	0	0
3	619	18,023,205	29,117	566	2,766,025	4,887	53	15,257,180	287,871	0	0	0

(注) 下段( )の数値は総医療費とその平均金額。

③ 結核患者の医療

結核の適正な医療を普及するため、結核患者又は保護者からの申請により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴取し、医療給付を行なっている。（感染症法第37条の2、第42条）

□結核外来患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
29	申 請	157	25	18	78	13	5	18
	承 認	155	25	18	78	13	5	16
30	申 請	143	29	5	79	12	1	17
	承 認	142	28	5	79	12	1	17
元	申 請	111	35	2	45	6	1	22
	承 認	108	34	2	45	5	1	21
2	申 請	102	25	3	29	4	15	26
	承 認	100	23	3	29	4	15	26
3	申 請	<b>97</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>31</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>30</b>
	承 認	<b>96</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>30</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>30</b>

(7) 結核患者の療養支援

① DOTS (Directly Observed Treatment Short-course : 直接服薬確認療法)

結核患者の服薬を確認することにより、患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性結核の発生を予防することを目的としている。（感染症法第53条の14）

また、結核医療機関（結核予防会複十字病院、総合健診推進センター、国立国際医療研究センター病院、東京病院）が開催するDOTS会議等をおして連携しながら服薬支援を実施している。

□DOTS実績

(単位：回)

年 度	区 分	実施 実人数	支援回数 (延数)	内 訳		
				訪問	面接	電話
29		180	814	55	493	266
30		166	936	127	576	233
元		201	1,101	110	369	622
2		90	384	6	225	153
3		<b>102</b>	<b>529</b>	<b>45</b>	<b>216</b>	<b>268</b>
内 訳	保健師	51	283	9	111	163
	看護師	51	246	36	105	105

② 結核登録者の精密検査（管理検診）

結核登録者を対象に、治療終了後の再発早期発見や治療中断者の病状悪化の早期発見のため、胸部エックス線検査等を行なっている。（感染症法第53条の13）

□管理検診実績

（単位：人）

区分 年度	実施者数			検査結果			
	保健所	医療機関 実施分	計 (A)	結核患者 発見数 (B)	結核患者 発見率 (%) (B) / (A)	発病のおそれ があると診断 された者	治癒及び 異常なし
29	121	169	290	0	0.00	111	179
30	112	151	263	0	0.00	100	163
元	142	112	254	0	0.00	78	176
2	103	71	174	1	0.57	74	99
<b>3</b>	<b>76</b>	<b>74</b>	<b>150</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>	<b>46</b>	<b>104</b>

（注）発病のおそれがあると診断された者：胸部X線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(8) 新登録肺結核患者治療成績

結核患者治療中及び終了後に、菌検査の把握や服薬及び治療状況等について分析し、評価を行なっている。肺結核患者の治療失敗・脱落率が5%以下を目標としている。

□肺結核新登録患者治療成績

（単位：人）

年	区分	治癒	治療 完了	死亡	治療 失敗	脱落 中断	転出	治療 継続	評価 不可	計
28		45	26	15	0	8	8	1	0	103
29		38	29	10	0	4	2	3	0	86
30		25	28	8	0	1	1	8	0	71
元		7	24	5	0	1	2	3	0	42
<b>2</b>		<b>11</b>	<b>22</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>51</b>
	<b>(%)</b>	<b>(21.6)</b>	<b>(43.1)</b>	<b>(13.7)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(3.9)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>(17.6)</b>	<b>(0.0)</b>	
肺結核 活動性	喀痰塗抹 陽性（初回）	6	6	4	0	0	0	2	0	18
	喀痰塗抹陽性 （再治療）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 結核菌陽性	4	8	1	0	1	0	2	0	16
	菌陰性・ その他	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	肺外結核	1	6	2	0	1	0	5	0	15
	(別掲)潜在性結核	0	19	0	0	1	0	5	0	25

（注）治療終了1年後に評価しているため、前年分となる。28年から区分の定義など一部変更している。

治癒	治療が最後まで終了し、治療最終月およびそれ以前に少なくとも1回の培養陰性が確認された場合。
治療完了	治療が最後まで終了したが、培養検査未実施または培養検査結果未把握。
死亡	治療期間中に死亡した場合。結核死だけでなく、全ての死亡が含まれる。
治療失敗	治療開始から5ヶ月目以降に採取された検体で培養陽性が確認され、その後治療を中止している場合。
脱落中断	治療を開始しなかった場合、または治療が連続で2ヶ月以上中断し、その後治療に復帰しなかった場合。
転出	患者が国内他保健所または国外へ紹介のうえ転出した後、治療結果を把握できない場合。
治療継続	治療成績判定時期において、結核治療を継続している場合。
評価不可	保健所において治療成績を判定できないもの。



## [5] 新型コロナウイルス感染症

### (1) 新型コロナウイルス感染症

#### ① 新型コロナウイルス感染症と法の動き

令和元年12月に中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月30日にWHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と発表され、同2月1日我が国において感染症法上の指定感染症に、検疫法上では検疫感染症に指定された。令和3年2月13日以降は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に分類されている。同4月1日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法は施行された。同法に基づき、令和3年6月までに東京都に対し、国による3度の緊急事態宣言と、1度のまん延防止など重点措置が発出された。

豊島区は3月26日「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、令和2年度内には29回の本部会議を開催した。

#### ② 帰国者接触者相談センター池袋保健所コロナ対策室の設置

池袋保健所では、令和2年1月より帰国者接触者相談センターとして、区民の受診相談、療養相談を実施、4月7日には所内に池袋保健所コロナ対策室を設置した。陽性者数の増加の波に合わせて、保健所の人員体制も拡充を行い、最大時には50名を超える体制で、陽性者対応、濃厚接触者対応、区民相談、検査調整などを行なった。

#### ③ PCR 検査体制

豊島区では、令和2年5月より豊島区PCRセンターを設置した。また、複数の病院で、帰国者・接触者外来および発熱外来を開設した。令和2年度の検査実績は、計14,014件である。なお、令和2年9月以降は、上記以外の区内医療機関でも検査体制が整い、検査が実施されている。

#### ④ 感染症の診査に関する協議会

新型コロナウイルス感染症患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。（感染症法第24条）

□感染症の診査に関する協議会（新型コロナウイルス感染症）開催状況（単位：回）

年度 \ 区分	定例診査協議会	緊急診査協議会
元	2	5
2	23	80
<b>3</b>	<b>23</b>	<b>79</b>

#### ⑤ 情報発信

新型コロナウイルス感染症の関連情報や相談窓口、発熱等症状のある時の受診方法等について、広報としまやホームページ等で周知を行なった。なお、ホームページでは、優しい日本語での案内も行なった。

## (2) 新型コロナウイルスワクチン接種

### ① 概要

#### (ア) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで（予定）

※第1期追加接種（3回目接種）は令和3年12月1日から開始

#### (イ) 対象者

##### ・ 初回接種（1、2回目接種）

以下のとおり接種順位を決めて、接種を行う。

I 新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等

II 高齢者（令和3年度中に65歳に達する者）

III 高齢者以外で基礎疾患を有する者や高齢者施設等で従事されている者

区独自の優先接種者（障害児・者及びその同居家族、福祉・教育関係者、地域の福祉関係者）

IV それ以外の者で区独自の優先予約枠を設ける者

妊婦や同居するパートナー、受験生や同居家族

##### ・ 第1期追加接種（3回目接種）

初回接種（1、2回目接種）から一定期間を経過した12歳以上の者

##### ・ 第2期追加接種（4回目接種）

第1期追加接種（3回目接種）から5か月以上を経過した以下の者

I 60歳以上の者

II 18歳以上60歳未満の者であって基礎疾患を有する者・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

III 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者など

#### (ウ) 接種費用

接種費用は全額公費で賄われるため、接種を受ける費用は無料である。

#### (エ) 接種義務（予防接種法）

接種を受けることは強制ではなく「努力義務」とされ、接種を受ける方の同意のうえで接種を行なうものである。

### ② 接種体制

#### (ア) 「豊島方式」による接種体制

##### ・ 初回接種（1、2回目接種）

診療所・クリニック等の医療機関における「個別接種」を基本としつつ、区内施設を活用した接種（以下「集団接種」という）と区民ひろば19施設を巡回する接種（以下「巡回接種」という）を併用する3層構造による接種体制を確保する。

##### ・ 追加接種（3、4回目接種）

初回接種から接種体制を再編。「個別接種」「集団接種」を軸に、「夜間接種」「予約なし接種」など多様な区民ニーズに応じた接種体制を拡充する。

#### (イ) 各接種体制について

##### I. 個別接種（基本となる接種方式）

豊島区医師会をはじめとする各種医療関係団体及び区内約200か所の医療機関等と連携し、かかりつけ医などの身近な病院・診療所・クリニック等で接種を受けられる体制を構築する。

## II. 集団接種

比較的広いイベントスペース等を有する区内施設を確保し、同時に多くの区民に対して接種できる体制を構築する。また、「夜間接種」「予約なし接種」など多様な区民ニーズに応じ、柔軟な受付体制を確立する。

### ※「夜間接種」について

学校や仕事等、昼間の接種が困難な方が接種できるよう接種会場を夜間まで開設する。

### ※「予約なし接種」について

学業・仕事・子育て等により、事前に接種の予定が立ちづらい方が接種を受けやすいよう事前予約不要で接種を受付する。

## III. 巡回接種

優先接種対象となる高齢者の初回接種を中心に、日常より地域のコミュニティ拠点として区民に親しまれている区民ひろばを5つの接種チームが巡回し、普段から施設利用の多い高齢者等が接種できる体制を構築する。

### ※接種実施区民ひろば（区内26施設のうち19施設に開設）

仰高、駒込、南大塚、清和第一、西巣鴨第一、豊成、上池袋、池袋本町、朋有、南池袋、高南第一、目白、高松、千早、さくら第一、さくら第二、長崎、富士見台、西池袋
---

## IV. 高齢者施設等における接種（区内約40施設）

施設入所者及び施設従事者への接種を実施する。

### ③ 各団体との協定・連携等（「オールとしま」による接種の実施）

#### (ア) 急病人発生時における後方支援協定

豊島区内の接種会場や接種医療機関において、アナフィラキシー等の急を要する重篤な副反応が発生する状況に備え、東京都立大塚病院から後方支援をいただく旨の協定を、豊島区医師会・東京都立大塚病院・豊島区の三者において締結した。

#### (イ) 豊島区薬剤師会によるワクチン小分け・配送作業（拠点薬局の設置）

豊島区薬剤師会と連携し、ワクチン・医薬品等の小分け作業と併せ、区内約40か所の拠点薬局を中心とした接種医療機関への円滑なワクチン配送体制を確保する。

#### (ウ) 歯科医師接種に係る相互連携協定

歯科医師によるワクチン接種が認められたことを受け、豊島区歯科医師会館において歯科医師を中心とする接種を実施するにあたり、豊島区歯科医師会・豊島区医師会・豊島区の三者において連携する協定を締結した。

#### (エ) コミュニティソーシャルワーカーの予約等の支援

豊島区民社会福祉協議会の協力のもと、コミュニティソーシャルワーカーが電話相談や自宅訪問などにより、ひとり暮らしや外出が難しい高齢者などのワクチン接種予約等の支援（予約方法の説明や代理での予約、予診票の記入サポートなど）を行う。

### ④ 事業沿革（令和3年度）

- ・ 令和3年4月30日 特別養護老人ホーム等の高齢者施設にて接種を開始
- ・ 令和3年5月19日 個別接種を開始（5月24日～集団接種を開始、6月3日～巡回接種を開始）
- ・ 令和3年6月27日 豊島区歯科医師会館での集団接種を開始（9月26日まで）
- ・ 令和3年10月6日 池袋保健所での「夜間接種」を開始
- ・ 令和3年10月10日 「予約なし接種」を開始
- ・ 令和3年12月1日 追加接種（3回目）を開始
- ・ 令和3年12月24日 特別養護老人ホーム等の高齢者施設にて追加接種を開始

- ・令和4年1月21日 高齢者施設入所者以外の高齢者に追加接種を開始
- ・令和4年2月1日 教育・福祉関連施設従事者への早期追加接種を開始
- ・令和4年2月7日 全ての区民への早期追加接種を開始
- ・令和4年3月2日 5歳～11歳への小児接種（1、2回目）を開始

⑤ 接種実績（令和3年度実績：令和3年3月末現在）

年齢区分	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
65歳以上	53,616	93.7%	53,257	93.1%	46,156	81.1%
60歳～64歳	12,063	87.3%	12,005	86.9%	8,890	65.4%
50歳～59歳	33,063	85.2%	32,891	84.8%	19,472	50.9%
40歳～49歳	38,457	83.0%	38,180	82.4%	17,232	37.7%
30歳～39歳	40,054	80.8%	39,497	79.6%	12,656	26.3%
20歳～29歳	35,915	78.1%	35,195	76.5%	9,021	19.3%
12歳～19歳	9,487	75.6%	9,277	74.0%	827	22.4%
計	222,655	84.3%	220,302	83.4%	114,254	45.2%

小児接種（5～11歳）			
1回目接種		2回目接種	
接種人数	接種率	接種人数	接種率
833	6.9%	69	0.6%

※小児接種については、予防接種法上の「努力義務」の適用はない。

## [6] エイズ・性感染症対策

エイズ (AIDS:acquired immunodeficiency syndrome、後天性免疫不全症候群)は、HIV(Human Immunodeficiency Virus ヒト免疫不全ウイルス)が感染して、人の免疫機能の中心的な役割を担っているCD4リンパ球(白血球の一種)が次々に破壊される病気である。

AIDS知ろう館を拠点とした感染予防、偏見・差別の解消のための普及・啓発活動やHIVおよび性感染症の検査・相談等を行なっている。

### (1) AIDS知ろう館 (豊島区池袋保健所AIDS知ろう館の団体利用に関する要綱)

エイズに関する図書、資料等を閲覧・貸し出し、国内外の行政機関や教育機関、学生等の視察・研修を受け入れている。

#### □経緯

時 期	内 容
平成 6年10月 3日	旧池袋保健所1階 (84.00㎡) に開設
平成10年12月28日	現池袋保健所1階 (88.39㎡) に移転
平成18年11月 1日	建物面積を56.57㎡に縮小
平成27年 5月 7日	鬼子母神plusを併設
令和元年10月15日	池袋保健所仮庁舎へ (73.5㎡)

### (2) 東京都エイズ啓発拠点事業「ふぉー・てぃー」

東京都の平成18年度エイズ啓発拠点事業の実施に伴い、平成19年から「AIDS知ろう館」に東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」を開設。(平成18年度は試行実施)

スタッフが常駐し、平日は午後2～7時、土日・祝日は午後1～6時に開設している。事業内容として、若者の相談、学習支援、予防啓発、館内イベント開催、NPO活動支援を実施している。

#### □「ふぉー・てぃー」事業実績

区分 年度	来館者数 (人)	見学		電話件数 (件)	相談件数 (件)	出張 ふぉー・てぃー		成人式資材配布数 (部)
		件数 (件)	人数 (人)			実施回数 (回)	人数 (人)	
29	1,492	21	114	133	8,098	47	520	
30	1,149	6	55	115	5,940	60	436	
元	1,018	8	54	170	5,218	69	289	
2	614	6	28	59	4,590	31	57	
<b>3</b>	<b>423</b>	<b>6</b>	<b>54</b>	<b>18</b>	<b>3,986</b>	<b>34</b>	<b>183</b>	

(3) 健康教育

HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっている。  
平成12年度から学校保健と連携しながらエイズや性感染症に関する健康教育を実施している。

区分 年度	参加人数 (人)	対 象 校			
		小学校	中学校	高等学校	大学
29	773		7		
30	698		7		
元(※)					
2(※)					
<b>3</b>	<b>185</b>		<b>2</b>		

(※) 令和元・2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) その他の啓発活動

- ・ 広報としま特集号 (HIV検査普及週間、エイズ予防月間)
- ・ エイズ予防月間に中央図書館内で世界エイズデーポスターなど展示

区分 年度	AIDS知ろう館 通信配布 (冊)	成人の日式 典にて メッセージ カード配布 (部)	HIV啓発用 クリア ファイル 配布 (冊)	がんイベント・ エイズフェス イベントでの メッセージ カード配布 (人)	エイズ講演会 (隔年で実施) (人)	区立小中学校 養護教諭との 情報交換会 (年2回開催) (人)	梅毒 普及啓発 チラシ配布 (部)  (生活習慣病 予防健診、 女性の 骨太健診、 通知に同封)
29	15	982	566	フェス 70	25 (※)	28	17,910
30	100	1,000	538	フェス 46		28	17,830
元	80			フェス 74		28	17,947
2	30						17,475
<b>3</b>	<b>13</b>						<b>16,993</b>

(※) 平成29年度「子宮頸がんと様々な性感染症」

(5) HIV（エイズ）および性感染症検査・相談

エイズ・性感染症に関する電話相談・来所相談は随時実施している。

また、月に1回、匿名・無料・予約制でHIV検査・相談を実施している。通常検査時には、希望者に対する性感染症検査として、クラミジア検査、梅毒検査、淋病検査を実施している。平成24年度から、受けやすい検査体制として、エイズ予防月間中の土曜日に、HIV即日検査を実施している。

□エイズ相談件数

(単位：人)

区分 年度	電話相談			来所相談			相談 合計
	男	女	計	男	女	計	
29	23	2	25	598	424	1,022	1,047
30	21	5	26	620	469	1,089	1,115
元	3	0	3	554	394	948	951
2	6	0	6	238	145	383	389
<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>231</b>	<b>110</b>	<b>341</b>	<b>345</b>

□HIV通常検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）			陽性者（人）			陽性者率（%）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
29	9	253	191	444	3	0	3	1.2	0.0	0.7
30	9	274	221	495	2	0	2	0.7	0.0	0.4
元	8	241	174	415	1	0	1	0.4	0.0	0.2
2	7	120	72	192	0	0	0	0.0	0.0	0.0
<b>3</b>	<b>6</b>	<b>131</b>	<b>62</b>	<b>193</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0.8</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>

□HIV即日検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）			陽性者（人）			陽性者率（%）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
29	3	90	47	137	2	0	2	2.2	0.0	1.5
30	3	85	43	128	0	0	0	0.0	0.0	0.0
元	3	83	54	137	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3	34	24	58	1	0	1	2.9	0.0	1.7
<b>3</b>	<b>2</b>	<b>28</b>	<b>15</b>	<b>43</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>

□クラミジア検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
29	9	251	181	432	7	24	31	2.8	13.3	7.2
30	9	266	212	478	16	23	39	6.0	10.8	8.2
元	8	229	160	389	7	19	26	3.1	11.9	6.7
2	7	115	70	185	9	3	12	7.8	4.3	6.5
<b>3</b>	<b>6</b>	<b>127</b>	<b>61</b>	<b>188</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>1.6</b>	<b>6.6</b>	<b>3.2</b>

□梅毒検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
29	9	252	189	441	4	3	7	1.6	1.6	1.6
30	12	352	262	614	6	3	9	1.7	1.1	1.5
元	11	319	223	542	8	0	8	2.5	0.0	1.5
2	10	153	96	249	8	0	8	5.2	0.0	3.2
<b>3</b>	<b>8</b>	<b>156</b>	<b>76</b>	<b>232</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>1.9</b>	<b>0.0</b>	<b>1.3</b>

□淋病検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
29	9	251	181	432	0	3	3	0.0	1.7	0.7
30	9	266	212	478	0	0	0	0.0	0.0	0.0
元	8	229	161	390	1	0	1	0.4	0.0	0.3
2	7	115	70	185	0	0	0	0.0	0.0	0.0
<b>3</b>	<b>6</b>	<b>127</b>	<b>61</b>	<b>188</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0.8</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>

(注) 平成28年度から淋病検査を実施。



## [7] 先天性風しん症候群予防対策事業

平成24年から25年に20～40代の男性を中心に全国で大規模発生がみられ、都内・区内でも大きな流行となった。これに伴い、都内では16人の先天性風しん症候群の患者が発生した（区内は発生なし）。

先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性等を対象に風しん抗体検査費用を全額助成し、風しん感受性者への予防接種費用を全額助成している。

予防接種の実績は、17.予防接種 [2]任意予防接種の助成 先天性風しん症候群対策を参照。

□風しん抗体検査費用助成実績

(単位：人)

年度	区分	妊娠を希望する女性	妊娠を希望する女性又は風しん抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者	合計
30	1,860	1,599	3,459	
元	1,131	838	1,969	
2	376	517	893	
<b>3</b>	<b>314</b>	<b>436</b>	<b>750</b>	

□風しん抗体検査結果：風しん抗体価が低い者（感受性者）数

(単位：人)

年度	区分	(再掲) 年 齢 (歳)								
		19以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上	
29	合計	322	3	29	102	110	54	19	5	0
	女性	214	3	29	74	69	34	5	0	0
	男性	108	0	0	28	41	20	14	5	0
30	合計	1,289	3	44	342	505	200	130	39	26
	女性	709	3	41	221	296	94	36	7	11
	男性	580	0	3	121	209	106	94	32	15
元	合計	756	2	36	178	279	119	61	32	49
	女性	457	2	35	104	178	72	22	15	29
	男性	299	0	1	74	101	47	39	17	20
2	合計	381	0	6	75	185	73	17	12	13
	女性	164	0	5	31	82	38	6	2	0
	男性	217	0	1	44	103	35	11	10	13
3	合計	316	0	4	78	141	47	27	3	16
	女性	135	0	2	42	60	20	6	1	4
	男性	181	0	2	36	81	27	21	2	12

(注1) 風しん抗体価が低い者（感受性者）：HI抗体価が16倍以下、EIA価8.0未満の方

(注2) 本対策の予防接種実績は、17. 予防接種 [2]任意予防接種の助成 (3)先天性風しん症候群対策を参照。